

「平成 27 年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務」に係る
企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

平成 27 年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務（以下「本委託業務」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

沖縄県総合沿岸域管理計画（以下、本計画という。）は、陸域からの生活排水や赤土等流出などによる水質汚濁といったサンゴ礁生態系への人為的負荷を低減させ、サンゴ礁生態系の保全に配慮した防災・減災などの社会資本整備を推進し、水産業・観光業などの産業の持続的発展を図るとともに、地域の伝統・文化を継承させていく地域づくりを行っていくものである。

なお、沖縄県では、本計画で掲げた具体的な施策を推進するとともに、本計画で策定したモデル地域の市町村で地域計画の策定に向けた取組がなされるよう支援していくこととしているが、モデル地域のひとつである有銘湾（東村）においては、赤土等流出防止対策基本計画における重点監視や慶佐次川における自然環境再生モデル事業などの取組が行われている。

本委託業務では、これらの取組を将来的に本計画の観点から評価するため、現状の基礎情報を収集・整理することを目的としており、幅広い知識と専門性を活用するため、民間事業者から企画提案を募集する。

(3) 委託する業務内容

「平成 27 年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務仕様書」のとおり。

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 23 日まで

(5) 予算額

業務委託料として、1, 100 千円以内(消費税含む。)で企画すること。ただし、金額は企画段階の目安であって、提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。

(2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。

(3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。

(4) 沖縄県の自然環境や環境保全活動について十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店を設置する者。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 代表する事業者は、沖縄県内に本店を設置していること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(8)の要件を満たしており、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

- (5) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税の滞納がないこと。
- (6) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(注)；地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 応募手続き等

(1) 企画提案書等の提出

- 提出期限：平成27年12月11日（金）12時（必着）
- 提出場所：沖縄県環境部環境政策課（県庁4階）
- 提出部数：下記提出書類ア～クを1セットとし、8部提出すること。（1部は原本、残りはコピーで可。）なお、オに添付する定款等の書類は、1部とする。
- 提出書類等：
 - ア 企画提案申請書【様式1】、共同企業体の場合は、【様式1-2】
 - イ 企画提案書【様式2】
 - ※ 企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。
 - ※ 企画提案書の内容は、別添「委託仕様書」及び以下①から⑥の項目を参照して記述すること。
 - ① 既存資料の収集、整理
 - ・ 調査範囲、調査方法、調査項目等を具体的に提案すること。
 - ② サンゴ礁生態系の現状確認
 - ・ 調査範囲、調査方法、調査項目等を具体的に提案すること。
 - ③ 独自提案事項等
 - ・ その他業務の実施にあたって独自の提案等があれば記載すること。
 - ウ 平成27年度業務スケジュール【様式3】
 - エ 業務遂行体制【様式4】

- ①業務遂行体制図
- ②担当者の役割等
- ③担当者の経歴等

オ 会社概要等【様式5】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

①定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近3年間）を添付すること

カ 業務実績書【様式6】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

キ 見積書【様式7】

※積算内訳を添付すること。

※積算の費目については、以下の内容とする。

- ①人件費
- ②直接経費（消耗品費、旅費、印刷製本費等）
- ③一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内）
- ④消費税

ク 誓約書【様式8】※共同企業体の場合は、全社分提出すること。

(2) 事業に関する質問受付

○質問期限 平成27年11月27日（金）午後5時まで

○方法：事業担当者あて電子メールにて行うこととする。なお、件名を「【質問】平成27年度有銘湾における沖縄県総合沿岸域管理計画基礎情報調査委託業務」とすること。

○回答方法 沖縄県環境部環境政策課ホームページにて回答を掲載

掲載予定日：平成27年12月4日（金）

(3) 県からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日県から照会を行うことがある。

(4) 企画提案審査（1次審査）

○提案者多数の場合には、環境政策課内で1次審査を実施します。

○1次審査通過者（1次審査を実施しない場合は、すべての提案者）に対し、企画提案審査会（2次審査）の詳細【期日、集合時間、場所、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）時間等】について、県から電子メールで連絡するものとする。

(5) 企画提案審査会（2次審査）

ア 日時（予定）：平成27年12月17日（木）午前

イ プレゼンに関する留意事項

- ① 現時点でのプレゼン時間は、発表10分、質疑応答15分を予定。
- ② 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。
- ③ プレゼンに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、企画提案書の内容をプロジェクターを用いて説明することは可とする）。
- ④ プレゼンに使用するプロジェクター及びPCについては、県で準備するので、利用希望者は、平成27年12月14日（月）までに、6. 問い合わせ先担当者と当日使用予定のデータについては、調整すること。
- ⑤ 最も優れた企画提案者を第一位入選者として選定する。

(6) 決定の通知

審査結果については、すべての提案者に対し、環境部環境政策課から通知する。

選定結果通知日は、平成27年12月中旬を予定。

(7) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第一位入選者となった者で行う。ただし、沖縄県と第一位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。また、共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等

4. 留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、県環境政策課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁4階）
- ・部課名：沖縄県環境部環境政策課
- ・担当者：川崎
- ・電話：098-866-2183 FAX：098-866-2308
- ・e-mail：aa025003@pref.okinawa.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15